



■「詐欺ハガキ」に注意してください!

昨年6月頃から市内において、詐欺ハガキが郵送されてくる事案が多発しています。右のようなハガキが届いたら、一人で悩まず警察等に相談してください。



詐欺ハガキが届いたら...

- 表記されている電話番号へ絶対に電話をしない!
- 一人で悩まず、家族や友人、もしくは警察か市役所危機管理課に相談する!

警察相談窓口 ☎47-0110
危機管理課 ☎お太助フォン 42-5625

このハガキに注意!

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)284 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け付けておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成●年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●●●●●
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

■行楽シーズンの事故防止!

秋の行楽シーズンは交通量が増加し、渋滞による気の緩みなどから交通事故が多発する傾向があります。適度な緊張感を持った運転を心掛けましょう。



■平成30年 広島県交通安全年間スローガン

「危ないよ
スマホじゃなくて 周り見て」

時間とゆとりをもって、交通事故防止に努めましょう

「広報あきたかた」についてご意見をお寄せください

アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

懸賞付きアンケート協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室 ☎his yokouhou@city.akitakata.jp

広報「あきたかた」が

もっと手軽に!

デジタルブックを採用

パソコンやスマートフォン、タブレットなどからも広報紙を閲覧することができます。

閲覧の仕方

市のホームページの「トップページ>広報・刊行物>広報あきたかた」の中に、リンクがありますので、そこからアクセスしてください。また、右記 QR コードを読み込むことでもアクセスできます。



■「住宅用火災警報器」の点検と手入れ

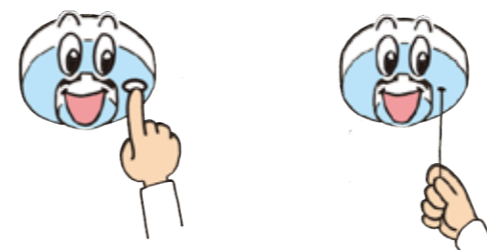
住宅用火災警報器の一般住宅への設置が義務化され10年以上が経過しました。火災の発生をいち早く知り、初期消火や逃げ遅れを防ぐ有効な機器ですが、いざというときに作動しないと意味がありません。設置後一度も作動していなくても、電池切れや経年劣化で故障していることがあります。いつでも正常に作動するよう定期的に点検し、故障している場合は早急に取り換えてください。

住宅用火災警報器の
交換目安は10年です

点検方法 点検用ボタンを押すか、ひもを引くことで動作確認ができます。

正常

ピーピーピー
火事です



異常

し〜ん...

し〜ん...

故障の
可能性
あり



- 電池がきちんとセットされているか確認してください。
 - それでもならない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。
- ※「電池切れ」か「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体を交換してください。

〈汚れている場合〉

ホコリなどで汚れていると正常に煙や熱を感知しない恐れがあります。汚れている場合は中性洗剤を浸して十分に絞った布で軽くふき取ってください。

※ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や水洗いは絶対にしないでください。

「住宅用火災警報器」の 市内設置率調査結果 (30年8月現在)

設置世帯	42%
一部設置世帯	30%
未設置世帯	28%

※無作為抽出

応急手当講習

毎月一回
定期開催

開催日時

10月21日(日) [毎月第3日曜日]
午前 2 時間 (短縮コース:ウェブ講習受講済の方対象です)
午後 3 時間 (普通コース)
※なお、受講時間は変更できる場合がありますので、ご相談ください。

講習内容

普通救命講習 (3 時間) [心肺蘇生法、AED使用方法、異物除去方法、止血法など]

場所

安芸高田消防署

申込み

毎月第2日曜日まで

お問い合わせ

警防課救急係 ☎42-3952

